

人材紹介に関する覚書

(以下「甲」という)とウェルパーソンズ株式会社(以下「乙」という)は、両当事者間で締結された 2022 年 月 日付の人材紹介契約書(以下「原契約」という)に関し、以下のとおり合意し覚書(以下「本覚書」という)を締結する。なお、本覚書における用語の意義は、本覚書において特段の定めのない限り、原契約の定めによるものとする。

第1条 (基本的事項)

- 1 甲と乙は原契約及び本覚書に伴う取引を、誠実に履行するものとする。また、本覚書と原契約との内容に矛盾・抵触が生じた場合には、本覚書で定めた内容が優先する。
- 2 本覚書は、本件紹介のうち、特定技能(介護)の在留資格を取得した人材の紹介に関する甲乙間の合意事項を定める。

第2条 (採用の決定)

本件紹介により、候補者を甲が採用決定した場合、甲は乙に対し直ちに採用決定を通知し、内定通知書と労働基準法に基づく労働条件その他を明記した労働条件通知書を乙に対し交付する。

第3条 (人材紹介料及び候補者情報)

- 1 甲は、原契約第4条に定める当該候補者が甲に入社に至った際の成功報酬としての人材紹介料を、下記の金額のとおり、乙に支払う。 候補者1名 円(税別)

氏 名： 生年月日：
住 所：
入社日：
勤務先：
勤務先住所：

- 2 乙は、前項に定める人材紹介料を入社日の属する月の末日で締め甲に請求書を翌月 15 日までに送付するものとする。
- 3 甲は請求発生月の末日までに、乙が別途指定する銀行口座等に振込み送金にて支払う。ただし、振込手数料等は乙の負担とする。
- 4 甲は、前項の支払期限までに支払が行なわれなかった場合には、当該支払期限の翌日から支払済みまで年 14.6%の割合による遅延損害金を乙に対して支払う義務を負う。

第4条 (入社後早期退社時の返金規定)

原契約第5条に定める人材紹介料の返金は、返金額に相当する消費税金額を加算して甲の指定する口座に振込むものとする。振込手数料等は乙の負担とする。

入 社 日 ～ 30 日以内： 人材紹介料の 80%を返金する
入社日～31 日以上 90 日以内： 人材紹介料の 50%を返金する

第5条 (協議事項)

前各条に定めない事項に関しては原契約の定めに従う他、必要に応じて甲乙誠意をもって協議の上別途定める。以上本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙各自記名捺印の上各1通宛これを保有する。

年 月 日締結

甲：所在地： 埼玉県さいたま市大宮区土手町一丁目2番地

法人名： ケアサポート株式会社

代表者： 代表取締役 堀越 太志 印

乙：所在地： 埼玉県さいたま市大宮区土手町一丁目2番地 JA 共済埼玉ビル地下1階

法人名： ウェルパーソンズ株式会社

代表者： 代表取締役 堀越 太志 印